

特定非営利活動法人 TFG 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人 TFG（以下「当法人」という）の理事および監事（以下「役員」という）の報酬その他の事項について定める。

(役員 の定義と適用範囲)

第2条 この規程において役員とは、総会で選任された理事および監事をいう。

(役員報酬の決定方法)

第3条 役員 の報酬は、理事会の承認の後、総会で決定する。

(役員報酬の決定基準)

第4条 役員 の報酬は、次の事項を参考にして決定する。

- (1) 職員給与とのバランス
- (2) 役員報酬の世間水準
- (3) 経営内容

(役員 の報酬算定)

第5条 役員 の報酬は、常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり年間600万円を超えない範囲で、理事会において定める。

- (1) 理事長 報酬の範囲内
- (2) その他理事 無報酬
- (3) 監事 無報酬

(役員報酬の構成)

第6条 理事長の報酬は、原則として役員報酬のみとする。

(役員報酬の改訂)

第7条 役員報酬は、業績や経営内容、役員本人の成果・責任の実態などを考慮し、原則として毎年度見直しを行う。

2 任期の途中で役位の変更があった場合は、新役位就任の月から改訂を行うものとする。その際には、日割り計算を行わず1カ月分を支給する。

(役員報酬の減額措置)

第8条 業績その他の理由により、総会の決定に基づき、臨時に役員報酬の減額措置を講じることがある。

(休職時の取扱い)

第9条 病気療養などの事情により、やむを得ず長期休職中の役員の報酬は、原則として、その任期中は減額せずに支給する。

(支配方法)

第10条 特定非営利活動法人 TFG の職員と同じく就業規則に基づく方法で支給する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は理事会の議決による。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する